

令和6年6月の報酬改定に伴う「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」の留意事項【訪問リハビリテーション】

- 本県が所管する介護保険施設・事業所について、**令和6年6月1日**から算定を開始する加算等に係る「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等の提出期限は、**令和6年5月15日(水)**です。
- 訪問リハビリテーションのリハビリテーションマネジメント加算については、既存の届出内容が「**3 加算Aイ**」で事業所が新たな届出を行わなかった場合、6月からは、「**3 加算イ**」とみなし、既存の届出内容が「**6 加算Aロ**」で事業所が新たな届出を行わなかった場合、6月からは「**6 加算ロ**」とみなす。既存の届出内容が「**4 加算Bイ**」、「**7 加算Bロ**」の事業所が届出を行わなかった場合、6月からは「1 なし」とみなされ、加算算定ができなくなります。
- 今回の改定で新設、又は新たな区分が設けられた次の加算について、届出がない場合は次のとおり処理します。

・「高齢者虐待防止措置実施の有無」⇒「基準型」

・「口腔連携強化加算」⇒「なし」

・「リハビリテーションマネジメント加算に係る医師による説明」⇒「なし」

従って、これらの加算を算定しない又は減算適用とならない場合で、他の加算等の内容に変更がない場合、体制届の提出は必要ありません。

なお、「業務継続計画未実施減算」については、令和6年度は減算を適用しないため、届出の必要はありません。

※減算の要件に該当する施設・事業所は、必ず減算型である旨の体制届を提出する必要があります。

提出書類	書類提出前の自主確認事項
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)	<ul style="list-style-type: none"> ・「法人等の所在地・名称、代表者の職・氏名」欄を記入 ・「届出者」の名称・事務所の所在地、「代表者」の職・氏名・住所の欄と、「事業所」の所在地、「管理者」の氏名・住所の欄を、取り違えないよう注意 ・フリガナ、郵便番号、電話・FAX番号等に記入漏れがないよう注意 ・「実施事業」欄は、「訪問リハビリテーション」、「介護予防訪問リハビリテーション」に○印 ・「指定(許可)年月日」欄に記入 ・「異動等の区分」欄は、該当項目に✓印 ・「異動(予定)年月日」欄は、各月15日までに提出する場合は翌日1日と、各月16日以降に提出する場合は翌々月1日と記入 ・「介護保険事業所番号」は、誤記入に注意 ・変更の場合、「異動項目」欄及び「特記事項」の「変更後」欄に変更内容を具体的に記入 ※例えば、「○○○体制を追加」等と記入
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-1-2)、(別紙1-2-2)	<ul style="list-style-type: none"> ・「事業所番号」欄は、誤記入に注意 ・サテライト事業所がある場合は、サテライトごとに作成 ※新規指定の場合、事業所番号は記入不要

上記の書類に加え、必要な書類を添付してください。

提出書類	書類提出前の自主確認事項
高齢者虐待防止措置実施の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・「1 減算型」、「2 基準型」のいずれかに✓しているか
特別地域加算	<p>必要な添付書類 なし</p> <p>※対象地域に事業所が所在していること</p>
中山間地域等における小規模事業所加算	<p>①中山間地域等における小規模事業所加算に関する届出書（別紙2）</p> <p>※対象地域に事業所が所在していること</p> <p>※訪問リハビリテーションは、1月当たりの平均延訪問回数が30回以下であること。</p> <p>介護予防訪問リハビリテーションは、1月当たりの平均延訪問数が10回以下であること。</p> <p>※新規指定事業所については、4月目以降届出が可能。</p>
リハビリテーションマネジメント加算	<p><訪問リハビリテーションのみ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1 なし」、「3 加算イ（旧加算Aイに相当）」、「6 加算ロ（旧加算Aロに相当）」、のいずれかに✓印 <p>※「7 加算ロ」を算定する場合は、「LIFEへの登録」が「2 あり」であることが必要</p>
リハビリテーションマネジメント加算に係る医師による説明	<p><訪問リハビリテーションのみ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1. なし」、「2. あり」のいずれかに✓しているか
口腔連携強化加算	<ul style="list-style-type: none"> ・「1. なし」、「2. あり」のいずれかに✓しているか ・「(別紙11) 口腔連携強化加算に関する届出書」を添付
移行支援加算	<p><訪問リハビリテーションのみ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1. なし」、「2. あり」のいずれかに✓しているか ・「2. あり」の場合は、「(別紙20) 訪問リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出」及び「根拠となる（要件を満たすことが分かる）書類の写し」を添付
サービス提供体制強化加算	<p>①サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙14-2）</p> <p>※研修の実施等、加算の要件をすべて満たすこと。</p> <p>②サービス提供体制強化加算に係る確認表（別紙14-2付表）</p>